

平成22年度第1回後期高齢者医療懇談会議事概要

日時 平成22年9月29日(水) 午後1時30分～午後3時

会場 群馬県公社総合ビル5階 第3会議室

出席者 [委員]

中島委員(座長)、高橋委員、平形委員、柳委員、鶴谷委員、石川委員、
鈴木委員、町田委員〔欠席 島田委員、増田委員〕

[事務局]

事務局長、次長、管理課長、給付課長、会計課長、総務担当主幹

1 開会

2 事務局長挨拶

3 委員紹介(資料1)・職員紹介

4 議事

(1) 新たな高齢者医療制度の「中間取りまとめ」について(資料4・資料5)

《 意見交換内容 》

委員： 現行の後期高齢者医療制度から、新制度の被用者保険へ移行対象となる約200万人はどのような人達か。

事務局： サラリーマンである高齢者の方や被扶養者が、現役のときと同じ制度に加入することになる。

委員： 特定健診、特定保健指導の達成状況による拠出金は、新制度ではどうなるのか。

委員： 保険者の立場から、今の形ではなくなるが、別の形でできるのではないかと推測している。

委員： 現在行われている特定健診や特定保健指導よりも、がん検診やワクチンの無料接種を国に要望している。資料では、「今後、新たな制度の下でも、特定健診等をより円滑に推進するための方策を講じる。」とあるが、こういった方策か。

事務局： 11月に行われる高齢者医療制度改革会議で議論される予定と聞いている。

委員： 仮に新たな制度を県が運営し、現行の国民健康保険を市町村が運営するとなると、県と市町村がそれぞれ保険料を徴収することになり、わかりにくく、責任の所在が不明確になるのではないか。

事務局： 県単位の運営主体になっても、保険料の徴収事務は引き続き市町村が担うことになる見込みである。

委員： 新たな制度は県単位としては75歳から始まることになるのか。

事務局： 先日行われた高齢者医療制度改革会議では75歳からという提案がなされているようであるが、詳細はまだ掌握していない。

委員： 現行の制度と何ら変わらないのではないか。

座長： 新たな制度が目指していることの一つには、県単位の運営主体がある。なお、都道府県の中で一部賛成している都道府県がいる、と聞いている。都道府県の中で運営主体をできるところから、なし崩し的に始めるのは、一国としてはよくありません。

委員： 資料に、「高齢者の保険料は、同一世帯の他の現役世代の保険料と合算し、世帯主が納付することを基本としている。」とあるが、これはどういうことか。

事務局： 例えば、高齢者が単身の場合は、これまでと変わらないが、配偶者と2人世帯の場合には、配偶者の納付義務はなくなり、世帯主に2人分が合算されて賦課されることになる。

委員： そうなると、例えば、世帯主が高齢者で、現役世代の子が自営業や農業従事者で単一世帯の場合には、世帯主の年金からすべて徴収されるということか。何かおかしいのではないか。

委員： 保険料の負担の仕方は相当問題になるのではないか。

座長： 「同一世帯の他の現役世代の保険料と合算し、世帯主が納付することを基本としている。」とするならば、世帯内で医療保険の負担問題が生じる恐れもあるので、現役世代分と高齢者分などを明細において区分を明確にする工夫が必要になってくる。これらの意見を国につないでほしい。

委員： 資料では社会保険のことについてはあまり触れられていないが、200万人が社会保険に戻ることになると思うが、1割相当を高齢者の方にご負担いただくとなるとどういう手法を考えているのか。

委員： 保険者としては、昔の制度に戻る前提で考えている。後期高齢者拠出金が減ることから、75歳以上の費用負担が増えても、たぶん持ち出しは今よりも減るだろうと考えている。そのほかに拠出金が上乘せとなると問題だが、その辺は明確になっていない。

委員： この辺はシステムとして難しいと思う。

委員： 後期高齢者医療の収納率はどのくらいか。

事務局： 99.16%である。

事務局： さきほどの被用者保険について、75歳以上の方は公費負担がされているので、被用者保険に戻っても、後期高齢者医療分の補填はしなければならないだろうという財政スキームになっているようである。

委員： 社会保険に戻ったとき、後期高齢者医療で高齢者が負担していた1割分の保険料はどうなるか。例えば、同一世帯で高齢者の親が戻ってきて被扶養者になった場合、社会保険の被扶養者になったほうが得だろうという選択肢も出てくる。その場合の保険料はどうなるか。

事務局： 現状では明確な回答はできない。

委員： 退職者医療制度はどうなるか。

事務局： これもまだ明確にされていない。

座長： 新たな改革を検討するにあたっては、事前に医療財政で想定される事項を織り込んだ詳細なシミュレーションが必要である。その点を、可能な限り速やかに検討すること。

委員： いずれにしても医療費は増えるわけだから、制度改革にあたり負担の公平・公正を考えることが大事である。

委員： 制度を抜本的に改正しなくても、枝葉の部分修正すればよいのではないか。

座長： 今回の改正が、当然ながら、高齢者間や世代間の公平・公正になるかが課題であることを、是非、強く考慮が望まれる。

委員： せっかくできた制度をこのまま棚上げにしているのか。改めて検討していただきたい。また、前述のとおり、徴収にあたり明確な保険料の徴収が可能かどうかもう一度検討していただきたい。

委員： 現場の意見として、あまり制度をコロコロ変えてほしくない。高齢者の方が、また混乱するのが目に見えている。しばらく変えなくてもよい、理解しやすい制度にしてほしい。

座長： いかなる制度作りであっても、その新たな制度が社会に浸透するには時間が非常に重要になる。また、保険料徴収にあたって世帯主が納付することの問題や、さらに、組合健保や協会けんぽなどの医療保険者間との調整問題もとても大事である。

委員： 後期高齢者医療制度発足の時のように、周知不足にならないようにしてほしい。